

カーボンフットプリント制度試行事業口 意見公募結果報告書

報告日	2011年10月3日				
意見公募実施期間	2011年8月3日 ~ 2011年8月9日				
PCR原案受付番号					
製品の属する分類	木材・木質材料【第2版】				
計画実施事業者等					
意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
1	2-1	製品の属する分類の説明	「最終財」→「最終消費財」		ご指摘の通りに修正しました。
2	3	引用規格および PCR	素材の日本農林規格：平成19年8月21日農林水産省告示1052号を追加して欲しい。	原木の体積の算定方法を統一することで、原木の製造および輸送に係わるGHG排出量の算定方法を統一できる。あるいは、マテリアルバランスを考慮する過程で必要になる。	ご指摘の通り追加しました。
3	3	引用規格および PCR	「容器包装のPCR」を引用したのはよいが、以降の項で、これらのPCRの“どの部分”を“どのように”使用するのかに関する規定がない。	例えば、『梱包材がフィルムの場合は、PA-BC:プラスチック製容器包装の「容器包装原材料調達段階」の規定に従う』など。	対象製品が多岐に渡っており、一義的に規定できないため、原案のままとしました。
4	4 5-1	用語および定義 算定の単位	「材積」という、一般には耳慣れない用語を使用しているので、解説すべきである無名数なのか、単位材積(m)とはどう違うのか。		木材の商取引で使われる基本単位(m ³)ですので、補足説明は不要と判断しました。
			「～販売形態にそぐわない場合」とは、どのような場合なのか。		「材積(m ³)以外の単位で販売されている場合には、その単位を用いても良い」という表現に変更しました。
5	5-2	ライフサイクル段階	中間財の場合(住宅の部材として使われる場合)は、原材料調達段階のみが対象ではないか。		対象製品が住宅ならご指摘の通りですが、本PCRでは材料が対象ですので、システム境界は生産段階までとなります。
			最終消費財の場合(消費者がDIYなどで購入して使用する場合等)は、使用・維持管理段階も含めた全ライフサイクル段階が対象となるのではないか。		使用・維持管理段階も算定対象としています。
6	6-4 7-4①	配分 一次データの収集方法および収集条件	「配分」に関しては、6-4項の規定が基本であり、7-4①は、7-6項に記述すべき「特例規定」である。	上位文書の規定に従う。	ご指摘の通り修正しました。
7	6-6	その他	【残廃材の評価に関する規定】で「リサイクルの準備段階」まで計上となっているが、「リサイクルの準備プロセス」ではないか。	段階とプロセスが混在しているため。	ご指摘の通り修正しました。
8	7-6 9-6	その他	付属書D(規定)にない樹種については、重量の1次データを収集することとあるが、文献等の数値を公表して欲しい。	比重の数値によりGHG排出量の数値が変わるため。	付属書Dに無い樹種のデータは見当たりませんので、1次データを取るか、参考データを求めることとなります。
9	8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	「以下に示す」→「次に示す」		ご指摘の通り修正しました。

意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
10	8-2	データ収集項目	①～⑧の各プロセスでの「原材料」の投入量は、原材料調達段階 7-2項で記載すべきである。	生産段階で投入される量は生産工程で収集するためこの様な記載がされているのかもしれないが、検証書類でも原材料の投入量は、原材料調達段階に記入することから、原材料の投入量については原材料調達段階に記載すべきであり、生産段階での記載は必要ない。残念ながら多くのPCRで未だにこの様な表記がされています。原材料調達段階で計上しなければならないのは、(原材料の単位重量当たりのGHG排出量)×(生産段階での原材料の投入量)です。よって、原材料調達段階で記載し、ダブルカウントを防ぐためにも、生産段階では記載しないが、あるべき姿だと思う。	ご指摘の通り修正しました。
11	8-2 ⑪	データ収集項目	廃棄物に関して、「内部での発生量ではなく、外部への排出量とし、それらの処理が外部事業者によって実施される場合・・・」と限定すべきではない。	内部で処理したもの(例えば焼却など)を対象外とする正当な理由はないと思います。通常はそういった処理を行わないとか、データ収集が困難だとかではなく、全て対象にし、困難なものは二次データ、シナリオで対応すべきことです。	混乱を招くため、この表現を削除しました。内部で処理したものを対象外としているわけではありません。例えば、木くず発生量を算出するのではなく、外部で処理される焼却灰の発生量を算出するということです。
12	8-2 8-3	データ収集項目 一次データ収集項目	(原案でいう)「ユーティリティ以外の投入量」は、原材料調達段階で計上したほうがよい。 「リサイクルに係るプロセスは対象としない」というのは誤り「リサイクル準備処理施設」への「輸送」と「準備処理」のプロセスは、対象とせねばならない。	「CFP算定結果、表示検証申請書」の「データ入力と算出結果の詳細報告書」等と整合したほうがよい。	ご指摘の通り修正しました。
13	8-3	一次データ収集項目	「ただし、梱包材の製造に係るデータは除く」とあるが、除く理由はない困難な場合には二次データの使用が規定されていれよ。	梱包材が容器包装である場合は、容器包装製造時業者が算定し、検証を受けたCFP値を一次データに使用することもできる。	一次データ収集項目から、梱包材の製造に係るデータは除くと記載してあるだけなので、二次データを使うとしても、評価は入っていますので、変更の必要はないと判断しました。
14	8-6	その他	【～の特例】で統一すべきである。	記入要領参照	ご指摘の通り修正しました。
15	10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	「解体プロセス」の負荷は計上する必要があるのではないかな。		解体プロセスの負荷は住宅のPCRで考えるべきことであり、木材・木質材料のPCRでは必要ないと判断しました。
16	11-1 附属書A	データ収集範囲に含まれるプロセス	「なお、廃棄される木材・木質材料の処理施設における再資源化や再使用化に係るプロセスはそれが再利用される製品システムで評価されるので、対象外とする」とあるが、範囲を明確にしたほうがよい。	リサイクル準備プロセスまでを計上して、それ以降は対象外の旨を記載すべきです。	6-6で規定されているため、ここでは記載する必要がないと判断し削除しました。
17	11-1 11-2	データ収集範囲に含まれるプロセス データ収集項目	「リサイクルの準備処理プロセスまで計上する」旨の規定が欠落している。		分別・破砕処理にリサイクル準備処理プロセスを含んでいます。
18	13-3	追加情報の表示	「～耐用年数で割った単年のGHG排出量による表示」など、上位文書に規定のない事項は、追加表示といえどもするべきではない。		耐久消費財に必要な事項なので変更はありません。
19	附属書A		フロー図の中で、焼却処理で発生する蒸気と電力(サーマルリサイクルして売電)が記載されていますが、算定には関係ないので、削除すべき。		ご指摘の通り削除しました。生産段階においては算定に関係するため変更はありません。
20	附属書A全部		「リサイクルの準備処理」に至るフローが欠落している。		リサイクル準備処理は、「中間処理場における分別・破砕」プロセスに含まれています。分かりにくいいため、リサイクル準備処理との記述を追加しました。

意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
21	附属書C 附属書B3		「附属書C」の規定があれば「附属書B3」の表は不要である。		附属書B3の表は積載率のみ不明の場合に使用します。また記載場所を附属書Cに移動しました。
22	附属書E		算定対象が破砕処理までとなっているが、リサイクルの準備プロセスは破砕処理より前まででよいのではないか。	本製品の場合、破砕ではなく廃材をまとめるところがリサイクル準備プロセスではないのでしょうか。	破砕処理のあと、リサイクルか焼却処理かに分別されるため、破砕処理は算定対象とします。
23	附属書E 11-1 11-2	データ収集範囲に含まれるプロセス データ収集項目	「附属書E」で「直接埋立されることは無い」と想定してシナリオを規定しておきながら、11-1項、11-2項等で埋立処理(⑤)を規定しているのはダブルスタンダードで、整合させるべきである。		附属書Eで、直接埋立されるもので伐木材と記載していましたが、削除しました。
			図一アの「算定対象外(点線)」の範囲の設定は誤りである。「(リサイクルの輸送プロセス)および「リサイクル準備プロセス【図では欠落】」は算定対象範囲である。		リサイクル準備処理プロセスは破砕処理プロセスに含まれるため、変更の必要はないと判断しました。
24	13-3	追加情報の表示	貯蔵されている炭素量を追加表示したいようだが、使用後に焼却される分は計上していないのに、炭素貯留を語るのはおかしいと思う。	炭素貯留の扱いについては、試行制度のなかでは検討事項になっていますので、現在はやめた方がよいと思う。	炭素貯留は、京都議定書でも、科学的に認められているものの、算定方法の信頼性から、第1約束期間ではデフォルト法を取ることにしました。木材への貯留は、それだけをカーボンフットプリントからは独立して評価できますので、参考情報としての貯留量の追加表示を認めるPCRにしました。製品の使用後に焼却されて発生する分は、成長時に吸収した分を排出しているだけで、すなわちカーボンニュートラルと見なせますので、吸収時と排出時の何れの工程でも評価対象にはしていません。よって、変更の必要は無いと判断しました。
25	附属書F		「炭素貯留」は上位文書に規定がないため、不要ではないか。	時期尚早である。	24参照
26	附属書G		耐用年数について、文献を羅列して考え方を記載しているが、〇〇年程度としているだけで、わかりにくい。シナリオとして年数を決めて、表として記載すべきではないか。	算定(追加表示)のために必要な事項なので、あやふやな表記は避けるべきです。	附属書Gの表記を、見易いように変更しました。

※1 いただいた御意見のうち、本PCRに關係するもの以外については掲載しておりません。

※2 「考え方」については、報告日におけるものです。(PCRについては、その後のPCR認定委員会の審査を踏まえ、さらなる修正がなされることがありますので、あらかじめご了承ください。)

以上